

2008年日本政府年次報告(案)
「就業が認められるための最低年齢に関する条約」(第138号)
(2006年6月1日～2008年5月31日)

1. 質問Ⅰについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項はない。

2. 質問Ⅱについて

(1)前回前の報告に変更または追加すべき事項は以下のとおり。

[第6条](2)について

「上記職業訓練を受ける労働者については、当該職業訓練は公共職業能力開発施設において行われる職業訓練の基準に準じたものであること(職業能力開発促進法第19条第1項及び第24条第1項)、また、危険有害業務又は坑内労働に就かせる場合には使用者は危害を防止するために必要な措置を講じなければならないこと(同規則第34条の3第2項)等、権限のある機関が定める条件に従って行われている。」を「上記職業訓練を受ける労働者については、当該職業訓練は公共職業能力開発施設において行われる職業訓練の基準に準じたものであること(職業能力開発促進法第19条第1項及び第24条第1項)、また、危険有害業務又は坑内労働に就かせる場合には使用者は危害を防止するために必要な措置を講じなければならないこと(労働基準法施行規則第34条の3第2項)等、権限のある機関が定める条件に従って行われている。」に改める。

(2)2006年の専門家委員会からの直接要請について

第4条について

我が国においては、労働基準法第62条において、満18歳未満に満たない者を危険有害業務に従事させることを禁止しているが、これは、条約第3条1に規定する「業務の性質により又はそれが行われる状況により、年少者の健康、安全又は道徳を損なうおそれのある業務」に従事することを禁止(条約第4条)するためのものである。

ところで、同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人については、同法第116条第2項の規定により、適用から除外しているが、これは、同居の親族のみを使用する事業及び家事労働に従事する者に一般的の労働関係をあてはめ、国家的監督を及ぼすことは適当でないという、公労使三者構成による中央労働基準審議会での協議結果を踏まえ、労働基準法とは別の法体系で措置しているためである。すなわち、日本国憲法第27条第3項において、「児童は、これを酷使してはならない」との規定を踏まえつつ、児童福祉法第34条において、児童の福祉を著しく阻害する行為が禁止されており、同居の親族を使用する事業及び家事使用人等については、同条の適用対象となる。

よって、家事労働に従事する18歳未満の児童が健康、安全、道徳的に有害な業務に従事することが無いよう、措置が講じられている。

3. 質問Ⅲについて

(1)2008年3月31日現在、労働基準法及び関係規則等に係る監督の実施は、厚生労働大臣の所管に属し、実施機関として中央に厚生労働省労働基準局監督課がある。全国47の都道府県労働局、322署及び4支署の労働基準監督署に3,874名の労

労働基準監督官が配置されている。労働基準監督官は労働基準法等の規定するところにより、労働者の労働条件確保等のため、事業場、寄宿舎その他の付属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行う等の権限を与えられており、更に法規違反に対する是正のための行政指導を行うとともに、悪質事犯に対しては、司法警察員として送致することができる。

(2) 2008年5月31日現在、船員法及び関係規則等の実施の監督は、国土交通大臣の所管に属し実施機関として中央に国土交通省海事局運航労務課があり、全国9の地方運輸局、1運輸監理部、33運輸支局及び18海事事務所並びに沖縄総合事務局に、船員労働環境担当課及び172人の船員労務官が配置されている。船員労務官は船員法の規定するところにより、船員法の実施状況を監査するため、随時船舶及び事業場に臨検し、帳簿等を調べ、船舶所有者等に質問し報告を提出させる権限を与えられており、更に法規違反に対する是正のため行政指導を行うとともに、悪質事犯に対しては司法警察員として送致することができる。

4. 質問IVについて
該当はない。

5. 質問Vについて

- (1) 2006年1月から12月に定期監督等により全業種で認められた労働基準法56条(最低年齢)違反件数は、25件である。なお、送検数は0件であった。
- (2) 2006年1月1日から2007年12月31日までに船員労務官が監査した船舶数は1,370隻(2006年5,731隻、2007年5,639隻)であり、この結果、船員法第18条第1項第2号(海員名簿の備置)違反処理件数は1件、船員法第50条第2項(船員手帳の保管)違反処理件数は4件であった。これらの船長については、船員労務官により戒告が行われた。なお、船員法第85条(年少船員の就業制限)についての違反処理件数は0件であった。

- (3) 船員を含め、15歳未満の年少労働者の雇用統計データについては、年齢別の統計を行っていないため、その数は明らかでない。

6. 質問VIについて
本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。
(使用者団体)日本経済団体連合会
(労働者団体)日本労働組合総連合会